

特殊勤務手当実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
三島府税事務所	<p>職員が特殊勤務に従事していない日があったにもかかわらず、誤って特殊勤務手当実績簿に登録を行い、直接監督責任者が確認せずに承認したため、手当の支給に誤りが生じたものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="537 615 1546 726"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和6年12月</td> <td>5,000円</td> <td>4,500円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	A	令和6年12月	5,000円	4,500円	500円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
A	令和6年12月	5,000円	4,500円	500円								
措置の内容												
<p>検出事項について、手当支給額に誤りの生じていた職員に対して速やかに納入通知書兼領収証書により過払支給額を全額返納させた。</p> <p>検出事項が発生した原因としては、職員が特殊勤務手当の実績を十分確認せずに、休暇取得日に誤って特殊勤務手当の実績を登録したことや、直接監督責任者による特殊勤務手当の実績及び実績登録内容の確認ができていなかったことによる。</p> <p>再発防止に向けた取組として、職員全員に対して実績に基づく申請を適正に行うようメールによる注意喚起を行うなど周知徹底を図った。また、直接監督責任者に対しては特殊勤務手当の実績及び実績登録内容の確認を十分に行うことを幹部会議の場で確認し、チェック体制の強化を図った。</p> <p>また、毎年実施する所属内会計事務研修等の機会を通して「税務手当支給事務の手引き」を活用することにより、職員及び直接監督責任者の行う事務手続について再度確認を行い、職員のコンプライアンス意識の醸成を図り、より一層適正な事務処理を行うこととする。</p>												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月28日）